

鳥インフルエンザ防疫対策緊急会議

令和7年2月7日（金）

新潟県庁 西回廊講堂

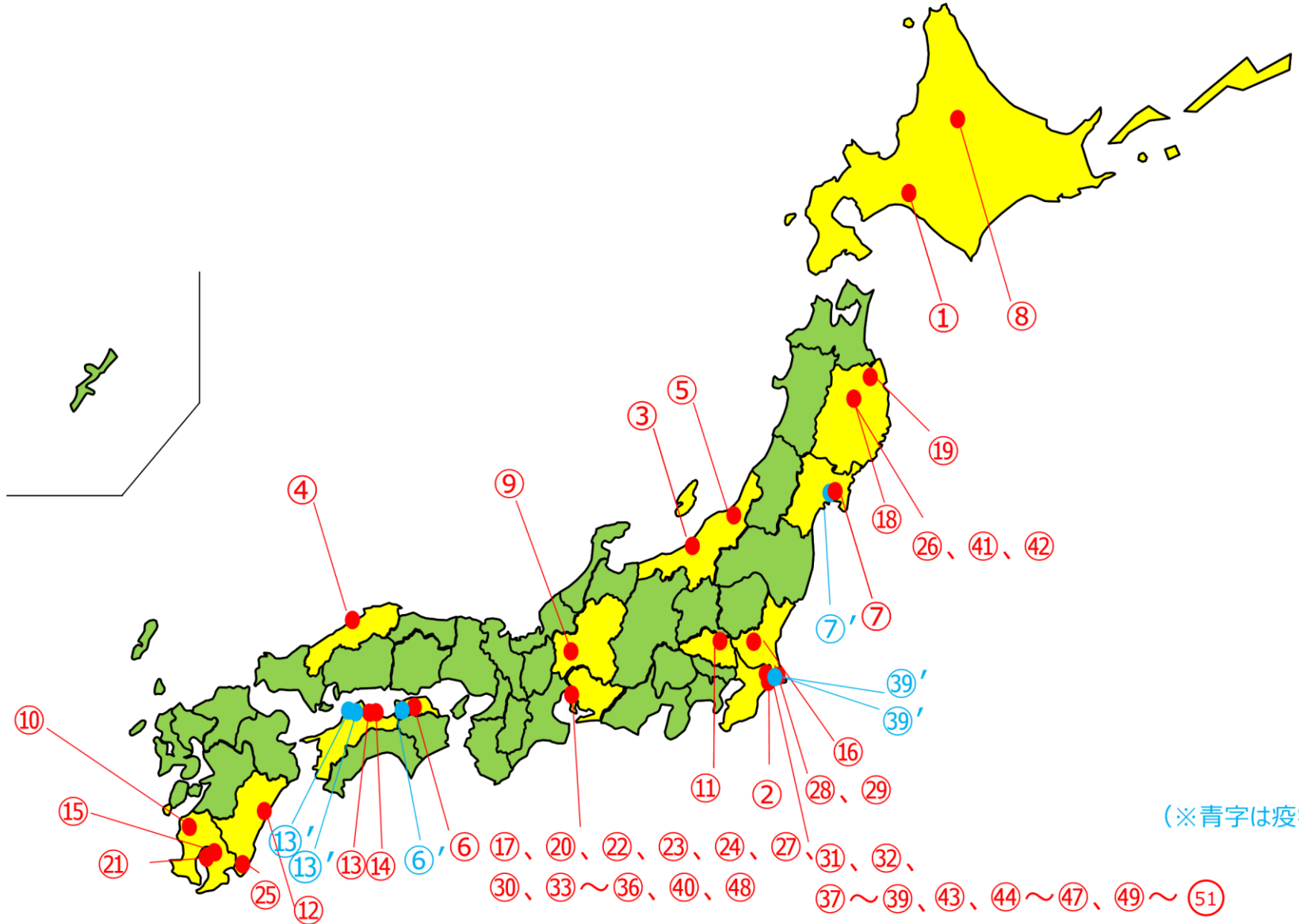
新潟県農林水産部畜産課

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザ の発生状況について

今シーズンの発生事例・防疫措置の進捗状況 ①

※ 農林水産省HPより引用

○ 今シーズンは、令和6年10月17日に国内1例目が確認されて以来、
令和7年2月1日16時00分時点で14道県51事例発生し、約934万羽が殺処分の対象となっている。

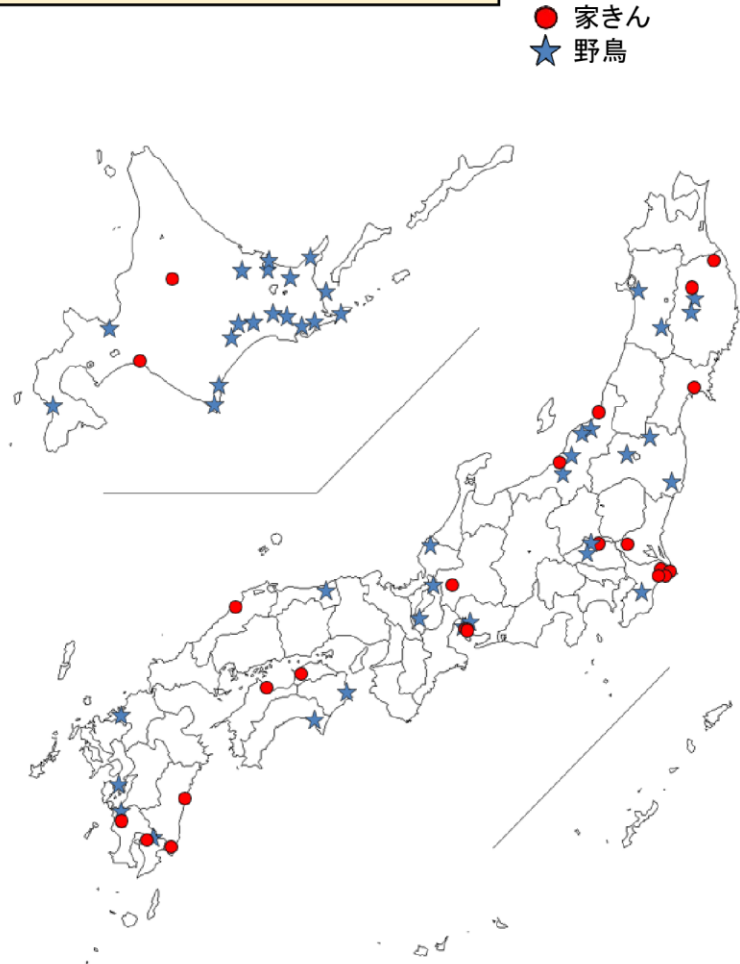


今シーズンの発生状況 (令和7年2月1日16時00分時点)

※ 農林水産省HPより引用

- 今シーズンの初動は、家きんでは過去最多の発生となった令和4年シーズンに匹敵するペースで発生。トップシーズンである1月に発生が急増。全国どこで起きてもおかしくない状況。
- 対策の基本は、飼養衛生管理の遵守徹底。

令和6年シーズンの発生状況



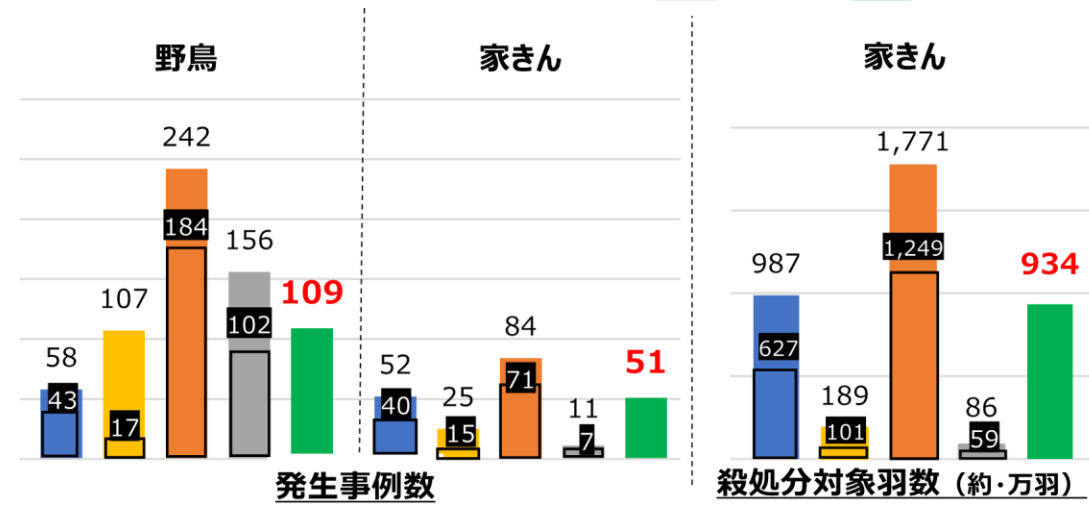
過去シーズンとの比較

(1) 初発、最終確認日

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
野鳥	初発	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日	9月30日
	最終確認	3月3日	5月14日	4月19日	4月30日	
家きん	初発	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日
	最終確認	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日	

(2) 発生事例数 (野鳥、家きん)、殺処分対象羽数 (白抜きは同日比)

■ : R2年度 ■ : R3年度 ■ : R4年度 ■ : R5年度 ■ : R6年度

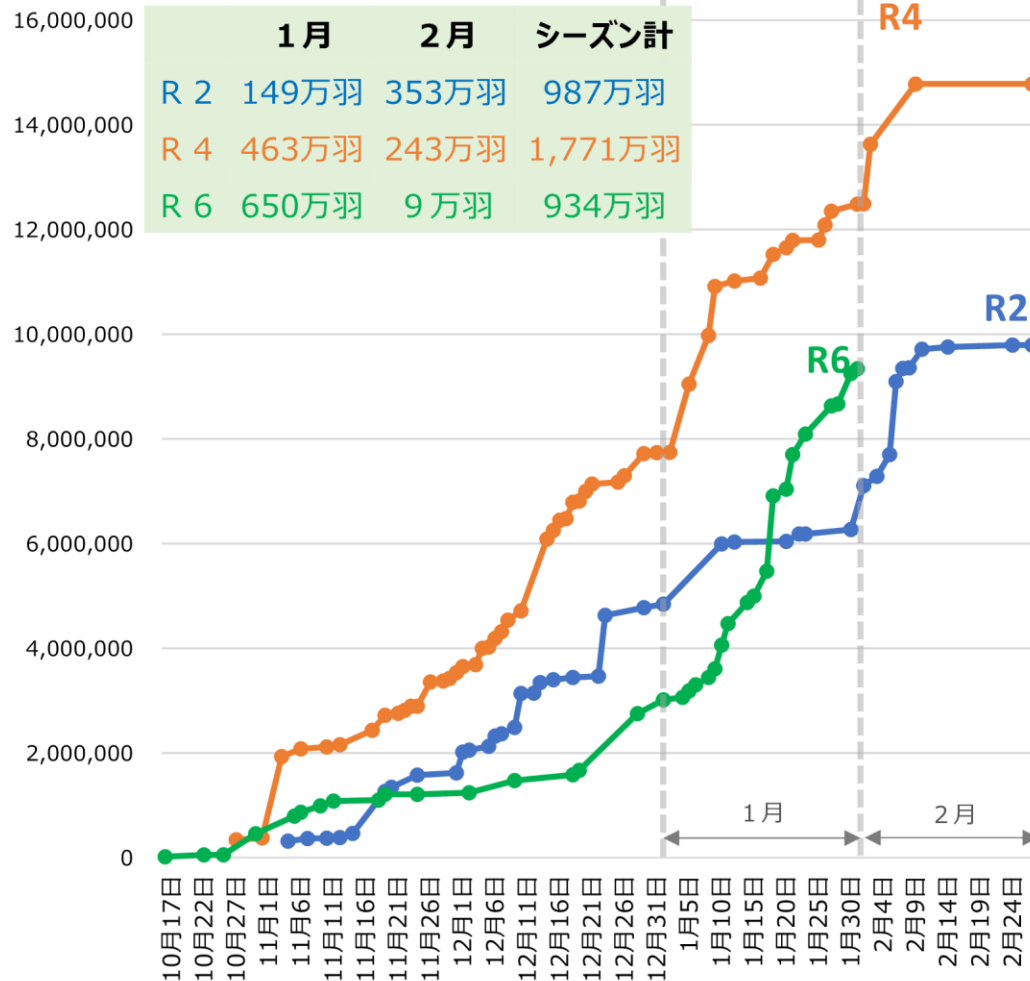


(注) 野鳥における発生事例数は環境省HP参照

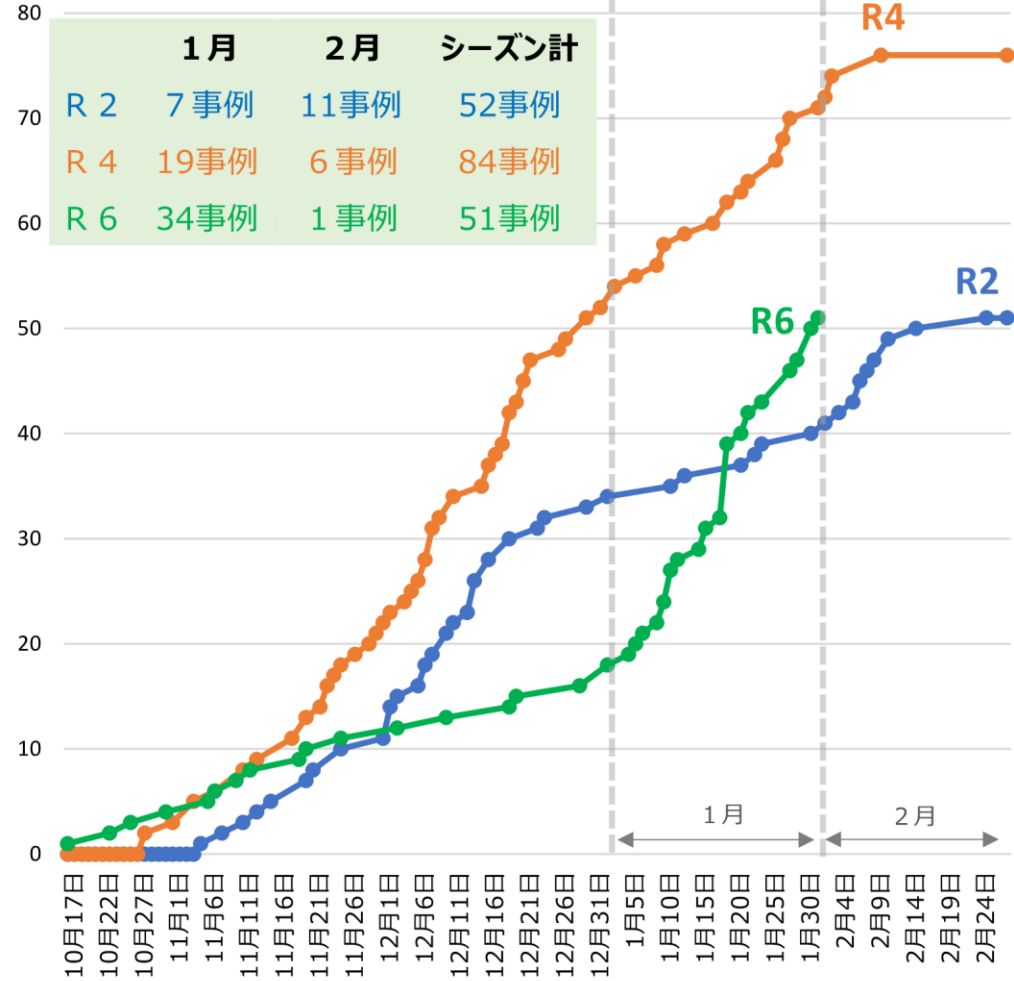
過去シーズンとの発生状況の比較（初発～2月末） （令和7年2月1日16時00分時点） ※ 農林水産省HPより引用

- **今シーズンの発生件数**（令和7年2月1日16時00分時点で14道県51事例発生）は、過去最多の発生となった**令和4年シーズン**（同日時点で25道県71事例発生）に比べ、**同日比で7割強**。
- **令和4年シーズン**では、累計殺処分数1,771万羽のうち463万羽が1月に殺処分されており、**1月はまさにトップシーズン**。今シーズンも、**1月に発生が急増**しており、**関係者一丸となった更なる警戒と対策の徹底強化が必要**。

殺処分羽数の推移



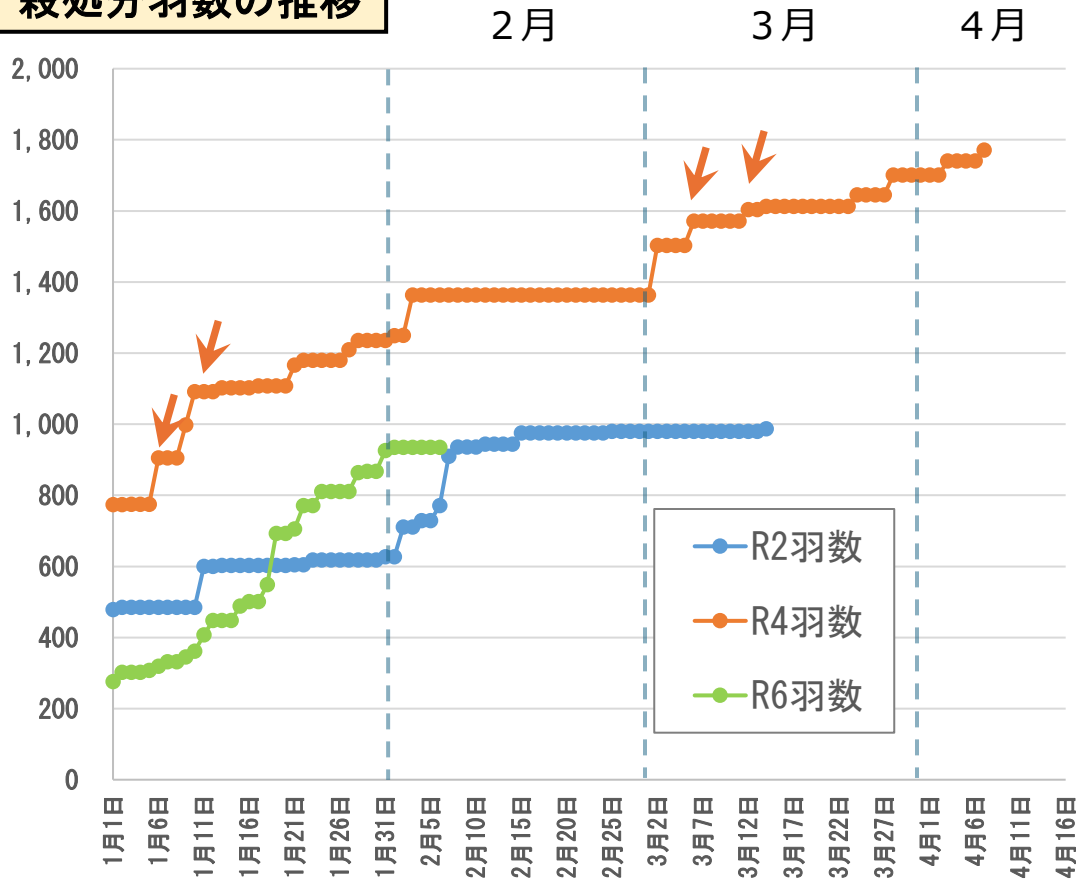
発生件数の推移



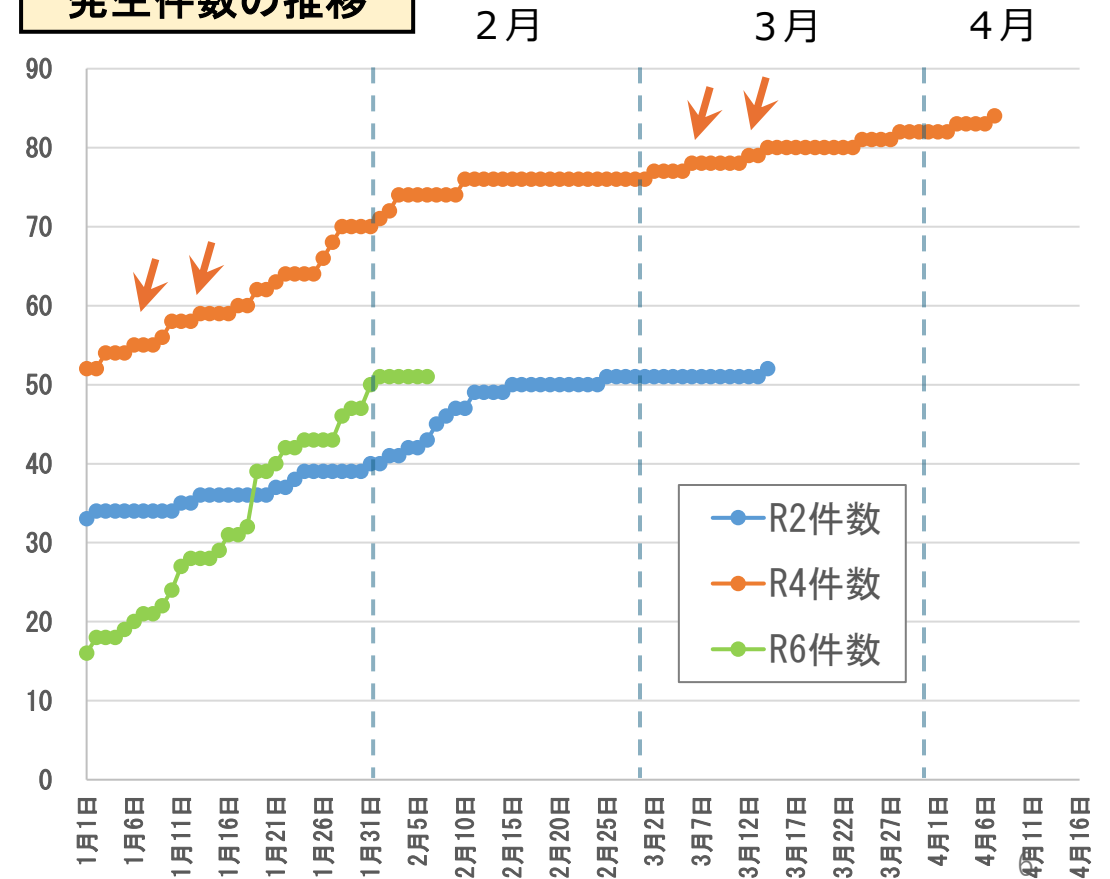
過去シーズンとの発生状況の比較（2月～シーズン終盤の発生状況）

- 2月中は発生がやや少ない傾向がみられるものの、3月以降は本県を含め国内の広い範囲で発生している。
（平成26年度；熊本県、平成28年度；宮城県・千葉県、令和2年度；栃木県、令和4年度；福岡県・新潟県・岩手県・青森県・北海道、令和5年度；広島県・千葉県）
- これから渡り鳥の北帰行が本格化するなど、県内での発生リスクが高まると考えられる。
- 近年、家きんでは4月に入っても発生が確認されており、5月の大型連休頃まで対策の徹底が必要。

殺処分羽数の推移



発生件数の推移



4 地域でのまん延を防ぐための対応の強化

※令和7年1月20日開催
令和6年度鳥インフルエンザ防疫対策緊急全国会議資料より

○ 令和7年初から発生が急増し、特に養鶏の集中地域における続発が顕著。この状況について危機感を共有するとともに、これ以上の拡大を防ぐため、緊急消毒の実施や早期通報の徹底、養鶏集中地域等における対策の再点検など、地域でのまん延を防ぐための取組に万全を期す必要。

○危機感の共有

- ・ 全ての関係者に、発生が続く危機的な状況を理解し対策を強化してもらうため、農家向けのリーフレットを作成し、都道府県・業界団体を通じて全国に配布するほか、SNSで発信。

○緊急消毒の実施をはじめとした地域全体のウイルス量低減

- ・ 年始以降続発が見られる3県（愛知、岩手及び千葉）において、県内全域を対象とした緊急消毒を決定。
- ・ 緊急消毒の実施時は、消石灰による消毒に加え、液状消毒液の散布による消毒を徹底。
- ・ 発生農場だけでなく、その周辺農場や道路など周辺環境での消毒も徹底するほか、消毒ポイントについて、3km・10km圏に拘らず、地域のまん延防止の観点から、機動的に設置。

○早期通報の徹底

- ・ 今シーズンの発生事例では、100羽以上の死亡が見られるまで通報がなされなかった事例や、農場から都道府県家保への通報後、国への通報まで時間を要した事例が散見。
- ・ ウイルスの増殖抑制、拡散防止の観点からも、早期通報は重要。特定症状に限らず、異状が見られれば即通報することを徹底。

○養鶏集中地域等における対策の再点検

- ・ 大規模農場、再発農場だけでなく、養鶏の集中地域における再点検も重要。
- ・ 愛知県では、疫学の専門家による現地調査と、これを踏まえた現地対策会議を開催し、実情を踏まえた更に効果的な対策を検討。その中では、不織布シート等の緊急的な導入による入気・塵埃対策が、病原体の侵入防止対策として有効との示唆。このような知見も活用したまん延防止対策の実施強化が重要。

5 危機感の共有に向けた現場への周知

※令和7年1月20日開催
令和6年度鳥インフルエンザ防疫対策緊急全国会議資料より

○ 全ての関係者に、発生が続く危機的な状況を理解し対策を強化してもらうため、**農家向けのリーフレットを作成し、都道府県・業界団体を通じて全国に配布するほか、江藤農林水産大臣からのメッセージをSNS等で発信。**

農家向けリーフレット

農林水産省

高病原性鳥インフルエンザの発生が急増しています！！

家きん飼養農場では最大限の警戒をお願いします
特に大規模農場、既発生地域、養鶏密集地域は具体的な対策強化を徹底

発生件数の推移

R4は発生件数過去最大

年明けから過去にないほどの勢いで発生件数が急増！
特に養鶏密集地域で連続して発生

具体的な対策のポイント

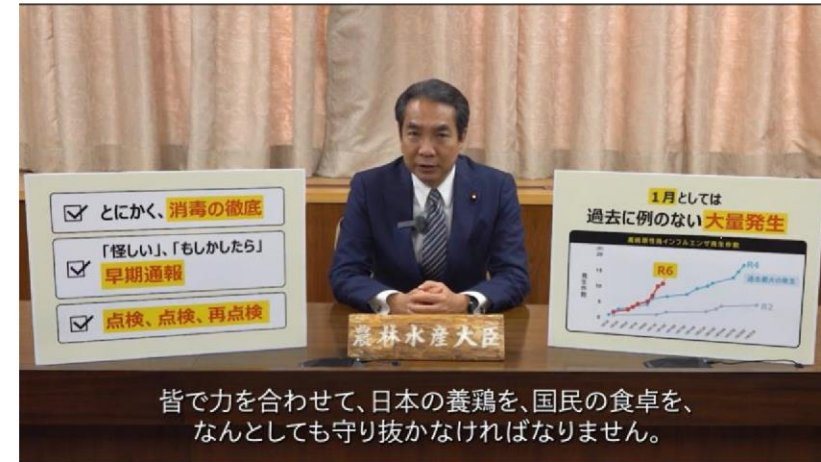
- ◆ 鶏の様子があつてもおかしいと感じたら**家畜保健衛生所に連絡を！**
- ◆ 農場周辺にウイルスが大量に存在しているので、**入退場時や敷地周辺の消毒**により人・車両・塵埃によるウイルス持ち込み防止を徹底！
- ◆ **防鳥ネットの設置・修繕、隙間の穴埋め**など、カラス等の野鳥、野生動物侵入防止対策を再点検！

車両・手指・物品消毒の徹底

集卵ベルト等の開口部の隙間対策

防鳥ネットや鶏舎破損の補修

SNS等によるメッセージ発信



1月15日、
江藤農林水産大臣からの
メッセージを
Youtube及びXで全国に発信。

[江藤農林水産大臣メッセージ（令和7年1月14日）養鶏農家の皆様へ](#)

今シーズンの疫学調査報告書等における発生予防・まん延防止のポイント

1 例外のない入場者の衛生対策

- 発生農場が稲作を営んでおり、鶏舎の飼養管理と平行して水田で作業した後に衣服の交換等が行われていなかった事例がみられた
- 鶏舎外での作業後や、小規模養鶏場等で他の作業を並行して行う場合なども含め、衛生管理区域や鶏舎内に入る際には衣服・長靴の交換、手指消毒を徹底することが重要

2 異状の早期発見・早期通報の重要性

- 異状発見時の早期通報が行われたと考えられる事例（通常1日4羽程度の死亡→直近の死亡羽数が14羽→17羽→28羽と増加）では、発生鶏舎に隣接して別の養鶏場があったが、続発は認められなかった
- 周辺へのウイルス拡散防止の観点からも早期発見・早期通報が重要
- 誘導換羽中の鶏舎で発生し、異状の発見が遅れた可能性がある事例がみられた
- 誘導換羽中は異状を見落としやすい点に留意して毎日の健康観察を行うことが重要

6 早期通報の徹底

- 鳥インフルエンザのまん延防止のためには、発生農場からのウイルス拡散を防止することが重要であり、農場内でウイルスを増殖させず、速やかに封じ込めることが必要。
- 農場内でのウイルス増殖を防ぐためには、いかに早期に異状を発見し、防疫措置を開始できるかにかかっている。
- 異状の早期発見・早期通報が行われなかった場合は、いわゆる「通報遅れ」によって鳥インフルエンザのまん延の可能性を高めたとして、手当金が減額される事由となり得ることに留意。

手当金減額事例数

	発生事例	手当金減額事例	うち「通報遅れ」による減額事例
R2シーズン	52事例	27事例	4事例
R3シーズン	25事例	14事例	2事例
R4シーズン	84事例	42事例	10事例
R5シーズン	11事例	5事例	なし

※減額事例は、[農水省ホームページ](#)にも掲載

◆具体例

【減額割合】 手当金及び特別手当金：**2.35割減額(23.5%減額)**

【減額理由】

農場の管理者は飼養衛生管理基準に従い、来場者の消毒実施状況の記録、衛生管理区域に立ち入る際の手指消毒、衛生管理区域に入る車両の消毒及び車内における交差汚染防止対策、衛生管理区域専用の衣服の着用及び更衣する際の交差汚染防止対策、家きん舎に立ち入る際の靴の交換、防鳥ネットの設置及び修繕、衛生管理区域の除草や資材の整理整頓等を行う必要がありますが、当該農場ではこれらが適切に行われていませんでした。**また、家きんに異状が認められていたにもかかわらず、7日間家畜保健衛生所への通報がなされませんでした。**

早期通報の呼び掛け（江藤農林水産大臣メッセージ）

◆令和7年1月7日（農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部）

早期通報が出来なかった農場が残念ながら見られます。
「違うのではないか、鳥インフルエンザではないのではないか。」
そう思いたい気持ちも分からないでもない。自分のところで発生すれば、移動制限が敷かれて周りの農場にも御迷惑をかける。躊躇する気持ちも分かりますが、しかし、**早期に通報することが、最終的には被害の拡大を防ぐ一番の方法であります。**何度も申し上げますが、どんなに努力をしても人間の努力には限界があり、（ウイルスが）入ってしまうときは入ってしまう。しかしそれは、自分を責める気持ちもあるかもしれませんが、**そういう気持ちをお持ちになるよりも、怪しいと思ったら、間違いでもいいから通報し、検査を受けていただく。**これがこの養鶏業界を守る一番の道だと思っております。

◆令和7年1月14日（農林水産大臣メッセージ）

第二に、**早期通報**です。
残念ながら、相変わらず、通報が遅い事例が多いです。
私の出身・宮崎県では、**「空振り」の通報が増えました。**
それで良いのです。
「怪しい」「もしかしたら」と少しでも感じたら、とにかく通報してください。
地域を守るため、早期通報の徹底を、お願いします。

県内における本病発生予防のための 取組強化事例について

県全体での発生予防の取組状況

1 発生予防対策

(1)全養鶏場への県の立入検査による衛生対策指導

(野生動物侵入防止対策、飼養衛生管理基準遵守の確認・指導)

(2)ため池での水抜き（野鳥飛来防止対策）等

4か所で水抜きを実施、

池のある公園での靴底の消毒



水抜き前

水抜き後

(3)大型農業用ため池での
レーザー照射装置の設置



赤線：レーザー照射範囲

県全体での発生予防の取組状況

2 県内での高病原性鳥インフルエンザ発生を受けて実施した新たな対策

(1)小規模養鶏場に対し、飼養衛生管理の再徹底を確認・指導

(2)これまでの飼養衛生管理に加え、未発生養鶏場が独自に実施している対策事例を共有し、各養鶏場が追加で対策を実施するよう、指導文書を発出

(3)100羽以上を飼養する養鶏場への消毒命令を発出、消石灰の配布実施



各養鶏場での発生予防の取組状況（令和7年1月末時点）

1 カラス対策

- ・テグス、防鳥ネット等の設置（34農場）
- ・バードパンチャー、トリサツタ等の設置（19農場）
- ・携帯型レーザー装置による追い払い（2農場）

2 鶏舎周囲への散水・消毒液散布

- ・週1～2回、鶏舎周囲と入気口に消毒液を散布（17農場）

3 入気口等へのフィルター・細霧装置等の設置

- ・不織布フィルターやウイルス不活化成分（二酸化塩素）を含むシートを設置（8農場）
- ・細霧装置の設置（又は設置予定）（6農場）

4 近隣農場で本病の発生が確認された場合、防疫措置関連車両の運行経路と、自農場の車両の運行経路が重ならないように調整

養鶏事業者の皆様へ

今シーズンは令和4年シーズンに匹敵するペースで発生が続いており、5月の大型連休頃まで対策の徹底をお願いします。

- ・ 例外のない入場者の衛生対策（衣服・長靴の交換、手指消毒）
- ・ 地域におけるまん延防止のため、早期発見・早期通報（空振りでも）
- ・ カラス対策、鶏舎周囲への散水・消毒液散布、入気口等へのフィルター・細霧装置等の設置の事例を参考に、各養鶏場で実施可能と考えられる追加対策